

利 用 上 の 注 意

I. 調査の概要

経済構造実態調査は、既存の統計調査(特定サービス産業実態調査、商業統計調査(経済産業省)、サービス産業動向調査(拡大調査)(総務省))を統合・再編することにより、新たに創設された調査で、甲調査(幅広い産業の売上・費用の構造を横断的に把握)と乙調査(特定産業の特性事項を把握)の2種類からなる。

本調査結果は、乙調査に関するものである。

1. 調査の目的

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、経済構造実態調査規則(平成31年総務省・経済産業省令第1号)によって実施した。

なお、経済構造実態調査規則及び乙調査票様式を参考として掲載している。

3. 調査の期日

令和元年調査は、令和元年6月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成30年1月1日から12月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

本調査の範囲は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「大分類G－情報通信業」、「大分類－金融業、保険業」、「大分類K－不動産業、物品賃貸業」、「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」、「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」、「大分類O－教育、学習支援業」及び「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、次に掲げる小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

令和元年 経済構造実態調査乙調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 対事業所サービス業

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類391－ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392－情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411－映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業

調査業種	調査対象の範囲
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726－デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731－広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743－機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902－電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所

(2) 対個人サービス業

調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業※	日本標準産業分類に掲げる小分類 796－冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801－映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場、興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802－興行場(別掲を除く)、興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業※	日本標準産業分類に掲げる小分類 804－スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園、遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805－公園、遊園地に属する業務を主業として営む事業所

調査業種	調査対象の範囲
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823－学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業※	日本標準産業分類に掲げる小分類 824－教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

(注) 以下の3業種については、細分類業種で集計。

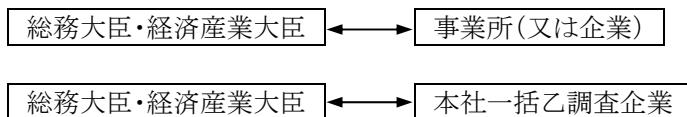
- ・冠婚葬祭業：結婚式場業、葬儀業、冠婚葬祭互助会
- ・スポーツ施設提供業：ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業
- ・教養・技能教授業：外国語会話教授業、教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)

5. 調査方法及び経路

(1) 調査方法

総務省及び経済産業省が調査を委託した、経済構造実態調査実施事務局及び(独)統計センターが、郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより取集を行った。

(2) 調査経路



※ 本社一括調査は、調査対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送。

6. 調査票の種類及び調査内容

本調査は、19種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「結婚式場業、葬儀業、冠婚葬祭互助会調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場、興行団調査票」、⑮「ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「外國語会話教授業、教養・技能教授業(外國語会話教授業を除く)調査票」、⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数及び年間売上高等の調査を行った。

また、標本調査業種(「7. 標本設計及び抽出方法」の(2)を参照)については、事業従事者数が4人以下の事業所(又は企業)は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成28年経済センサス-活動調査(廃業、対象外を除く)

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、35業種の全てについて標本設計を行ったが、母集団数が少ない業種については全数調査とした。

【全数調査とした業種(7 業種)】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「事務用機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園、遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

①層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出した。

基準変数は、売上高とした。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算した。この標本数を事業従事者規模別にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあっては、悉皆層と設定した。この場合にあって、各業種の事業従事者 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定した(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。その後、抽出層の標本数を再計算し、層ごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】

事業従事者規模別の層は以下の区分とした。

1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、

6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加し、業種別・事業従事者規模別・都道府県別に、事業所(又は企業)数により比例配分した。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の特定サービス産業実態調査の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。

(6) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^{L} \{ \text{標準偏差 } i^2 / \text{標本数 } i \} \times \{ (\text{母集団数 } i - \text{標本数 } i) / (\text{母集団数 } i - 1) \} \\ \times \{ \text{母集団数 } i^2 / \text{母集団数}^2 \}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第*i*層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第*i*層の標本数 母集団数 i : 第*i*層の母集団数

L : 層の総数

※ 業種ごとに平成 28 年経済センサス-活動調査の結果を利用。

8. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

①母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。

②有効回答数は、集計事業所(企業)数である。

③各層(事前の層)の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \frac{\text{当該層の有効回答数}}{\text{当該層の母集団数}}$$

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所(又は企業)の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	有効回答数	有効回答率(%)
合計(28業種)	39,662	31,461	79.3
ソフトウェア業	2,063	1,751	84.9
情報処理・提供サービス業	1,180	1,031	87.4
インターネット附随サービス業	933	670	71.8
映像情報制作・配給業	1,130	878	77.7
新聞業	354	307	86.7
出版業	453	358	79.0
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	439	320	72.9
各種物品賃貸業	663	622	93.8
産業用機械器具賃貸業	1,871	1,533	81.9
自動車賃貸業	1,837	1,480	80.6
その他の物品賃貸業	2,553	2,016	79.0
デザイン業	1,783	1,297	72.7
広告業	1,104	907	82.2
機械設計業	548	449	81.9
機械修理業(電気機械器具を除く)	1,606	1,294	80.6
電気機械器具修理業	1,503	1,187	79.0
結婚式場業	676	544	80.5
葬儀業	1,913	1,555	81.3
冠婚葬祭互助会	77	51	66.2
興行場,興行団	978	724	74.0
ゴルフ場	838	706	84.2
ゴルフ練習場	1,197	956	79.9
ボウリング場	317	273	86.1
フィットネスクラブ	1,244	978	78.6
その他のスポーツ施設提供業	1,610	1,345	83.5
学習塾	5,477	4,292	78.4
外国語会話教授業	2,836	2,096	73.9
教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)	2,479	1,841	74.3

(注) 標本数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査対象数	集計事業所(企業)数	有効回答率(%)
合計(7業種)	3,063	2,412	78.7
音声情報制作業	407	279	68.6
クレジットカード業, 割賦金融業	221	208	94.1
事務用機械器具貸業	368	287	78.0
スポーツ・娯楽用品貸業	406	252	62.1
計量証明業	1,007	812	80.6
映画館	490	417	85.1
公園, 遊園地・テーマパーク	164	157	95.7

(注) 調査対象数、集計事業所(企業)数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

①評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所全体の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

L

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L (\text{標準偏差 } i^2 / \text{標本数 } i) \times \text{母集団数 } i \times (\text{母集団数 } i - \text{標本数 } i) \right\} / \text{母集団数}^2$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差 i : 第 i 層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数 L : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	70,341	91,051	0.026
情報処理・提供サービス業	83,280	109,639	0.033
インターネット附随サービス業	66,319	94,844	0.042
映像情報制作・配給業	47,097	50,541	0.041
新聞出版業	261,004	248,916	0.003
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	60,710	48,092	0.034
各種物品貸業	17,306	13,095	0.021
産業用機械器具貸業	468,624	365,237	0.012
自動車賃貸業	43,375	77,102	0.036
その他の物品賃貸業	42,397	63,505	0.026
デザイン業	13,864	16,673	0.023
広告業	4,734	3,960	0.021
機械設計業	116,405	154,710	0.044
機械修理業(電気機械器具を除く)	10,604	6,579	0.024
電気機械器具修理業	18,825	20,333	0.028
結婚式場業	21,572	30,070	0.031
葬儀業	53,580	43,250	0.023
冠婚葬祭互助会	17,004	14,857	0.020
興行場, 興行団	12,067	14,988	0.150
ゴルフ場	50,949	93,195	0.040
ゴルフ練習場	44,470	20,236	0.014
ボウリング場	6,890	6,261	0.022
フィットネスクラブ	18,408	11,011	0.028
その他スポーツ施設提供業	12,297	8,740	0.019
学習塾	6,179	7,504	0.025
外国語会話授業	2,173	2,856	0.020
教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)	2,192	3,717	0.030
	1,195	1,733	0.034

10. 概況及び統計表について

(1) 統計表の種類について

統計表について、事業従事者 4 人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計した。

・事業従事者 5 人以上の部

通常票で調査している項目について集計した。

(2) 公表数値について

- ・売上高等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込に補正した上で集計した。
- ・標本調査で実施した業種の場合、拡大推計して集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・全数調査で実施した業種の場合であっても、回収出来ない事業所(又は企業)の数値(欠測値)については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求めても一致しない場合がある。

(3) 記号及び注記について

- ・「-」は該当数値なし、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
- ・なお、「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ・「x」は、1 又は 2 である事業所(又は企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3 以上の事業所(又は企業)に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所(又は企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- ・「該当事業所(又は企業)数」は、当該項目に記載のあった事業所(又は企業)数をいい、調査事業所(又は企業)の内数を示す。
- ・「事業従事者数」は、事業所(又は企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)に派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたものである。

(4) 令和元年経済構造実態調査乙調査と平成 30 年以前の特定サービス産業実態調査結果とは、使用する母集団や調査の実施時期等が異なることから単純比較はできない。主な違いは以下のとおり。

		令和元年経済構造実態調査乙調査と 平成30年特定サービス産業実態調査の主な違い	
		平成30年	令和元年
調査名		平成30年特定サービス産業実態調査	令和元年経済構造実態調査乙調査
実施年月		平成30年7月	令和元年6月
売上高等の 対象期間		平成29年1月～12月	平成30年1月～12月
母集団		平成24年経済センサス-活動調査	平成28年経済センサス-活動調査
集計単位等	○日本標準産業分類小分類28業種で集計。	○原則、日本標準産業分類小分類で集計。 ただし、以下の3業種については、それぞれ日本標準産分類細分類で集計。 ・冠婚葬祭業 →「結婚式場業」「葬儀業」「冠婚葬祭互助会」 ・スポーツ施設提供業 →「ゴルフ場」「ゴルフ練習場」「ボウリング場」「フィットネスクラブ」「その他のスポーツ施設提供業」 ・教養・技能教授業 →「外国语会話教授業」「教養・技能教授業(外国语会話教授業を除く)」 ○「映像情報制作・配給業」「新聞業」「出版業」「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」については、「全規模の部」「常用雇用者5人以上規模の部」で集計。	
	○「映像情報制作・配給業」「新聞業」「出版業」「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」については、「全規模の部」「常用雇用者5人以上規模の部」で集計。		
調査事項	—	○全ての業種で廃止。 ・年間営業費用 ○一部業種を除き廃止。 ・その他業務の年間売上高及びその内訳割合 (ただし、その他業務の年間売上高は、事業所(企業)全体の年間売上高－主業の年間売上高により差引計算し、引き続き表章) ・年間売上高の契約先産業別割合 ・年間営業用固定資産取得額 ・主たる業務の部門別事業従事者数(内訳)	

II. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「2019 年経済構造実態調査報告書 二次集計結果【乙調査編】(総務省・経済産業省)**による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造統計室

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03(3501)0327 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp